

# 仕 様 書

1 車体の形状	高圧洗浄車	
2 車種	キャブオーバー（4トントラッククラス、標準キャブ、2人乗り）	
3 規格	<p>■燃料：軽油    ■駆動方式：後輪駆動    ■ミッション形式：マニュアル</p> <p>■車体塗装（基本色）：イエロー</p> <p>■車両総重量：8トン未満（6に示した架装を含む。）    ■最大積載量：5トン未満</p> <p>■適用免許：中型自動車運転免許（8トン限定）で運転可能であること。</p> <p>■環境性能：①又は②のいずれかの基準を達成していること。</p> <p style="padding-left: 40px;">①平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃料基準</p> <p style="padding-left: 40px;">②平成27年度燃料基準5%超過レベル</p>	
4 年式指定	令和4年度式（新規登録車であること）	
5 付属品	<p>■エアコン    ■AM・FMラジオ    ■カーナビゲーションシステム</p> <p>■ドライブレコーダ    ■エアバック（運転席・助手席）</p> <p>■サンバイザー（運転席・助手席）    ■サイドバイザー（運転席・助手席）</p> <p>■ヒートッドミラー    ■フロアマット（全席）    ■スノーブレード一式</p> <p>■スタッドレスタイヤ（ホイール付）※タイヤの本数は、当該車両のタイヤ数に応じた本数とする。（例シングルリア：4本、ダブルリア：6本）</p> <p>■標準工具一式    ■歯止め（1セット）</p> <p>■キャビン壁面に抗菌・抗ウィルスコーティングを施すこと。</p>	
6 架装	水タンク	容量：1,200リットル程度 材質：ステンレス製
	水ポンプ	最高圧力：22.5 MPa（230 kgf/cm <sup>2</sup> ）以上 吐出水量：200 L/min 以上
	ホースリール	駆動方式：油圧駆動 旋回装置：左側約90度以上、右側約40度以上 巻取容量：3/4B×80m程度
	サクシヨン配管	ステンレス製（水タンク・プランジャー間）
	操作系統	手動レバー式
	リアフェンダー	ステンレス製
	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪寒冷地で使用するため、水ポンプ、操作盤、リール等はフルカバーとすること。ただし、メンテナンスや操作が容易にできる仕様とすること。</li> <li>・サクシヨンストレーナー、制御機器、オイルタンク類は、凍結防止に配慮した場所に設置すること。</li> <li>・車両後方はシャッター、扉等で全開できる仕様とすること。</li> <li>・水ポンプ、水タンク等の外装上部には天井枠を設置し、荷台として利用できる仕様とすること。</li> <li>・側面に埋め込み式の昇降用はしごを取り付けること。</li> <li>・キャビンと水タンクの間に大型工具箱を取り付けること。</li> </ul>

(6 架装)	塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装は車両と同色で塗装すること。</li> <li>・防錆のため、水タンク・ハッチ類はカチオン電着塗装後、本塗装を行うこと。</li> </ul>
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装部に「作業中」の看板（LED式）を1か所設置すること。</li> <li>・不凍液吸入口及び吸入ホースを取付けること。</li> </ul>
7 借受期間	令和5年3月1日～令和10年2月29日（60カ月）※納入期限は令和5年3月1日とする。	
8 年走行距離	約1,000km（これを超過した場合でも追加費用は発生しないものとする。）	
9 借受台数	2台（2台は、車種・架装とも同一仕様であること。）	
10 納入・検査・保管場所	東部下水管理センター（札幌市白石区本通20丁目北2番11号）：1台 西部下水管理センター（札幌市西区八軒9条西7丁目1番30号）：1台	
11 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容による。 ■年齢制限：なし   ■対人保険：無制限   ■対物保険：無制限（免責額なし） ■搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき2,000万円以上 ■車両保険：時価（免責額なし） (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。	
12 メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、法定点検を含む。）及び車検に係る一切の経費は受注者の負担とし、確実に実施すること。 (2) オイル交換は半年ごとに行うこと。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理・修繕は、受注者の責任において行い、燃料費及び架装にかかる修理費用は札幌市の負担とする。 (4) タイヤの履き替えは、札幌市の指示に従い、受注者が行うこと。 (5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤと交換すること。 (6) 架装に係る製作時の不具合に起因した架装の破損、故障等については、受注者が修理等を行うこと。 (7) 不明な点については、札幌市と協議すること。	
13 費用負担	(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、札幌市が負担する費用は燃料費及び洗車費とし、その他の経費は受注者の負担とする。（ウィンドウウォッシャー液、パンク修理費等は受注者の負担とする。） (2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。 (3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。	
14 その他	(1) 納入期限までに納車できない場合は、札幌市と協議すること。 (2) 塗装及び架装に係る詳細は、契約後、札幌市と協議すること。 (3) 仕様書等に記載のない事項については、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (4) リース期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。	
15 担当	札幌市白石区本通20丁目北2番11号 札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター	